

書類の説明

《内容説明》

- ・ 交付又は調剤済みの医薬品覚醒剤原料を廃棄した場合の届出

《提出書類》

- ・ 交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

《留意事項》

- ・ 病院・薬局等の開設者は、譲り受けた調剤済医薬品覚醒剤原料を廃棄した後は、廃棄した日から起算して 30 日以内に、病院・薬局等の所在地を管轄する都道府県知事に対して「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を提出してください。
- ・ 調剤済医薬品覚醒剤原料には、院内処方箋又は院外処方箋により調剤された医薬品覚醒剤原料のほか、医師等が自ら調剤・交付した医薬品覚醒剤原料も含まれます。
- ・ 調剤済医薬品覚醒剤原料の廃棄は、焼却その他の覚醒剤原料を回収することが困難な方法により行ってください。このうち「その他の方法」については、希釈、他の薬剤との混合等が考えられます。また、廃棄には、病院・薬局等の他の職員（管理薬剤師等）が立ち会うことが適当です。
- ・ 届出者は開設者であり、開設者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地及び法人の名称及び代表者名）を記載し押印（法人の場合は代表者印）してください。ただし、開設者が、国、地方公共団体若しくは法人の場合には、届出者の氏名は当該施設の長の職名、氏名（法人の場合、名称、当該施設の長の職名、氏名）を、届出者の住所は当該施設の所在地を記載し、公印又は公印に準ずるもの（覚醒剤原料専用印等）を押印しても差し支えありません。

※処理欄

交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書

覚醒剤取締法第 30 条の 14 第 2 項の規定により交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料を廃棄したことを届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

長崎県知事

様

廃棄した医薬品である覚醒剤原料	品 名	数 量
廃棄を行った施設の所在地及び名称		
廃 棄 の 日 時		
廃 棄 の 場 所		
廃 棄 の 方 法		
廃 棄 の 事 由		
参 考 事 項		

備考

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 届出者が法人の場合は、氏名欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。ただし、国の開設する病院又は診療所にあつては、その管理者の氏名を、国の開設する飼育動物診療施設にあつては開設者の指定する職員の氏名を記載すること。
- 4 廃棄した医薬品である覚醒剤原料の品名及び数量欄には、日本薬局方医薬品にあつては日本薬局方に定められた名称及びその数量を、その他にあつては一般的名称及びその数量を記載すること。
- 5 ※欄には記載しないこと。

※

※受付欄

※保健所受付欄